

一般財団法人とくしまコミュニティ財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人とくしまコミュニティ財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、表面上は見え難い形で進行している子ども・若者の教育格差や体験格差をはじめとした多様な社会課題の解決・改善を図るために活動する徳島県内の団体等の公益性のある活動に対し、多様な主体の連携促進や、寄附金等による助成金支援、行政区域にとらわれない広域的な伴走支援等を行い、地域内の様々な主体が公益性のある活動を担いあう環境を整えることにより、新しい価値創造と持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の公益的目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会課題の解決・改善及び地域の価値創造を行う団体等（以下、「社会活動団体」）に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 社会活動団体に対し、助成、顕彰及び融資等を行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会活動団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (4) 社会活動団体及び資源提供者に対するコンサルティング、学習会等の開催事業
- (5) 社会課題とその解決等に関する調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、徳島県において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、第59条に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、個人情報に関する記載を除き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 評議員の名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(剰余金の不配当)

第10条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第11条 当法人の評議員は、3名以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員については再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

4 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員に対しては、旅費、交通費等その職務を行うために要した費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議で定める。

第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

- (3) 残余財産の処分
 - (4) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条、第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があつた場合及び評議員会への報告の省略があつた場合はこの限りでなく、法令で定めるところによる。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならぬ。前項の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(評議員会規則)

第24条 その他評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第25条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 その他、理事及び監事は公益法人認定法第6条第1号の欠格事由に該当しないこと。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、旅費、交通費等その職務を行うために要した費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議で定める。

(顧問)

第32条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第34条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止
- (7) 第7条第1項に規定された事業計画及び収支予算の承認
- (8) 事務局について必要な事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第34条の責任の一部免除

(開催)

第37条 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第101条に規定する場合において、必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。代表理事が不在時は理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に関する職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第27条第3項に規定する報告については、この限りではない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、他の一般法人法施行規則第62条において準用する同規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

- 第44条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

- 第46条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができると評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第47条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 当法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 附則

(設立時の評議員)

第53条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 里 正彦、田口 太郎、島 隆寛、藤田 達也、岡田 あかね

(設立時の役員等)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 藤井 伊佐子、藤田 梢、森 紗綾香、大西 浩正、小川 智之

設立時代表理事 藤井 伊佐子

設立時監事 三木 幸枝

(最初の事業計画等)

第55条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立者の名称及び住所)

第57条 設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 徳島県三好市三野町太刀野山301番地35

設立者 権利能力なき社団 徳島県コミュニティ財団（仮称）設立準備会 代表 藤田 梢

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(設立時拠出財産目録)

第59条 設立者 権利能力なき社団 徳島県コミュニティ財団（仮称）設立準備会 代表 藤田 梢
拠出財産 現金300万円

以上、一般財団法人とくしまコミュニティ財団設立のため、設立者 権利能力なき社団 徳島県コミュニティ財団（仮称）設立準備会 代表 藤田 梢は、この定款を作成し、これに記名押印する。

令和7年 12月11日

住 所 徳島県三好市三野町太刀野山301番地35

設立者 権利能力なき社団 徳島県コミュニティ財団（仮称）設立準備会 代表 藤田 梢